

第2回都留市地域クラブ活動推進協議会資料

議事

- ・ 議事① 検討課題及び都留市の方向性について
- ・ 議事② 都留市地域クラブ活動の体制について
- ・ 議事③ 都留市地域クラブ活動基本方針（案）
- ・ 議事④ 都留市地域クラブ活動規約（案）
- ・ 議事⑤ 地域移行のスケジュールについて

令和5年10月24日（火）16：00～
都留市教育委員会
学校教育課・生涯学習課

議事① 検討事項及び都留市の方向性について（第1回地域協議会より）

- | | |
|--|---|
| <p>①協議会の設置・運営について（済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会のメンバーをどうするか ・ 生徒のニーズをどのように把握し、反映するか <p>②運営体制等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営主体と運営団体・実施主体をどのようにするか
（市、スポーツ団体、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者等、学校部活動の地域連携） ・ 生徒が参加する体制、指導者を派遣する体制 <p>③指導者の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者の質と量の確保、指導者の育成 ・ 人材バンクの構築（県の人材バンクの活用） ・ 教師等の兼職・兼業の仕組み <p>④活動場所の確保及び管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動場所の確保（学校施設、社会教育施設など） <p>⑤大会見直し及び参加要件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加基準など見直し ・ 大会主催者との連携 | <p>⑥保護者負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域クラブ参加料について ・ 地域クラブの施設利用の使用料 ・ 送迎面の配慮（保護者送迎、自転車、電車など） <p>⑦保険・賠償制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補償内容の検討 ・ 保険加入の推奨 <p>⑧部活動への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動が学校教育の一環として位置付けられていること ・ 部活動の設置・運営は学校判断により実施しないこともあり得ること ・ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であり、部活動指導員などの下で行われるものであること ・ 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われること <p>⑨例規などの改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正を要する例規の検討 |
|--|---|

検討事項② 運営体制等について

・運営団体・実施主体をどのようにするか（都留市の方向性）

第1回地域クラブ活動推進協議会で確認されたこと

- まずは**教育委員会が中心**となり、段階的な地域移行と体制整備を進める。
- まず**休日の運動部活動の地域移行を推進**し、その後、できるだけ早期に休日の文化部活動や平日の部活動の地域移行の実現を目指す。
- 本市では、**スポーツ協会を中心**に体制整備を進める。（令和8年度を目途に取り組む）

検討事項② 運営体制等について

・運営団体・実施主体をどのようにするか（都留市の方向性）

運営体制について

- 市が運営団体となり、学校施設を活用して行われる活動に**指導者を派遣する体制**と、多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設等を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、**中学校の生徒が参加する体制**が例示されている。**生徒にとってより良い体制を整備する。**
- **現在学校以外で実施している部活動は、それぞれの活動を地域の活動と考える。**
- **部活動指導員、外部指導者が配置されている部活動から優先的に、休日部活動の地域クラブ活動への移行**に取り組む。その後、すべての休日部活動の地域移行を目指す。

検討事項② 運営体制等について

・運営団体・実施主体をどのようにするか（都留市の方向性）

都留市の特色を生かした体制について

- 生徒は、スポーツ協会や文化協会に加盟している団体の方々より、**高度な専門的な指導**を受けることができる。
また、それぞれの競技・活動の団体においては、より多くの生徒がその競技・活動を経験することになり、**経験者が増え、その競技・活動の振興・発展**につながる。
- 都留市の強みの一つは、市内に3つの大学等があることである。**大学生との交流の機会**を検討していきたい。
- 都留アスリートクラブが実施している各教室をより一層拡充するなど、**既存の団体が実施している活動に生徒が積極的に参加**するよう呼びかけ、**多様な体験機会の確保**に取り組む。

検討事項③ 指導者の確保について

指導者について

国のガイドラインでは、指導者として、地域の人材、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者などが想定されている。

指導者の質の確保について

①生徒への適切な指導をどのように保障するか

各運動競技や文化芸術活動特有の専門的な知識や技能については、それぞれの協会・団体等が研修会等を行い、指導力の向上を図る。

全ての活動に共通する指導事項や中学生の発達段階の理解などについては、指導手引を作成し、その手引を利用した研修会等を実施することにより、適切な指導を行うことができるよう取り組む。また、日常的な学校との情報交換を実施し、連携の強化を図り、生徒の実態に応じた指導に努める。

②継続的・安定的な指導体制をどのようにするか

地域クラブ活動は、指導者不足等による活動の縮小や中止などの事態が起きないように、**継続的・安定的に指導者を確保する体制**を整備する。

検討事項③ 指導者の確保について

指導者の質の確保について

③各種ハラスメント対策等をどのようにするか

指導者に対する研修会を実施し、各種ハラスメントや適切な指導についての理解を深める。ハラスメント等の未然防止に向けた対策を検討し、実践する。また、定期的にアンケート等を行い、ハラスメントの実態調査等を実施することも検討する。

指導者の量の確保について

- ・運動競技や文化芸術活動の指導者が不足する可能性がある。
- ・運動競技や文化芸術活動によって、指導者の人数や年齢層に偏りが生じる可能性がある。

特に、若手指導者など幅広い年齢層の指導者を集め、競技や活動が継続的安定的に運営される体制の整備を推進する。

検討事項③ 指導者の確保について

指導者の育成について

今後地域クラブ活動を推進していくためには、**より多くの指導者の確保と、優れた指導力を身に付けた指導者の育成**が大切である。

⇒まず各運動競技や文化芸術活動に参加する人を増やし、競技や活動のすそ野を広げることが必要である。その上で、指導者の確保と育成を図ることが大事である。

指導者の専門性を高めるために、各団体で知識・技能を向上させるための研修会等の取組を進める。また、中学生の発達段階等の理解を深め、**より適切な指導を行うことができる指導者の育成**に取り組む。

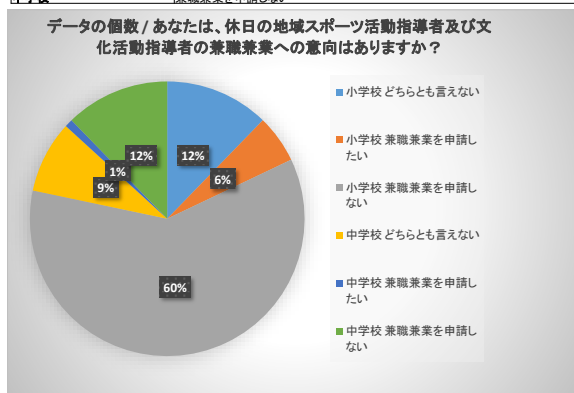
また、各協会・団体等で実施している**指導者の資格の取得を奨励**し、一定の指導技術水準の確保を目指す。

人材バンクの構築について

県が整備を予定している**人材バンク**等を利用し、指導者の確保に取り組む。

検討事項③ 指導者の確保について 教師等の兼職兼業について（令和4年度アンケートより）

あなたが勤務している学校は？	あなたは、休日の地域スポーツ活動指導者及び文化活動指導者の兼職兼業への意向はありますか？	データの個数 / あなたが勤務している学校は？
小学校	どちらとも言えない	13
小学校	兼職兼業を申請したい	6
小学校	兼職兼業を申請しない	64
中学校	どちらとも言えない	9
中学校	兼職兼業を申請したい	1
中学校	兼職兼業を申請しない	13



休日の地域スポーツ活動や文化活動の指導者として活動するために、兼職兼業の意向がある教師等は、106名中7名（6％）で、少数であった。
中学校教師等の意向は、「申請したい」「どちらとも言えない」を合わせて、23名中10名（43％）だった。
地域の指導者をできるだけ多く確保する必要がある。

検討事項③ 指導者の確保について 教師等の兼職兼業について

兼職兼業を許可するときの主な留意点

指導者を確保する仕組みとして、**希望する教師等が教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事**することができることになっている。

兼職兼業の許可をする際には、まず教師本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師の健康への配慮など、**学校運営に支障がないことも勘案して許可**することが大切である。教師、学校管理職、市教委、地域団体等が相互に、状況をよく相談、確認することが必要であり、その手続きの整備にも取り組む。

教師等としての指導と、団体の職員等としての指導については、勤務上の身分の明確な区別をすることが必要である。（事故発生時の責任を明確にする上でも）

検討事項④ 活動場所の確保及び管理運営

活動場所の確保及び管理運営

- 地域クラブ活動の活動場所としては、学校、公共の施設、社会教育施設、廃校施設などを活用する。
- 地域クラブ活動は、学校その他の市の施設を利用する際には、施設使用の申請を行い、許可を受けて利用する。
- 部活動の地域移行の趣旨に則り活動する地域クラブ活動が、学校施設を利用して活動を行う場合は、使用料を減免する。社会教育施設、公共の施設などを利用して活動を行う場合は、低廉な使用料を認める。

(現在は小・中・高の学生が使用する際は使用料が半額、都留アスリート倶楽部の各教室は使用料が免除される場合がある)

検討事項④ 活動場所の確保及び管理運営

活動場所の確保及び管理運営

- 地域クラブ活動が、各施設を利用して活動を行う際には、次の**共通ルール及び、それぞれの施設の利用ルールに従い**、利用する。

(共通ルール)

禁止事項	遵守事項
施設の無断使用	許可された施設以外に立ち入らないこと
学校内での飲食・喫煙	施設、器物等を損傷しないこと
指定場所以外での暖房機器の使用	車両等は、指定されて場所以外に乗り入れないこと
時間外の施設の使用	学校施設内において物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと
	その他施設管理者等の管理上必要な指示に従うこと

検討事項⑤ 大会見直し及び参加要件の確認

- 今年度、小中体連では、地域スポーツクラブ活動におけるチームの教育内大会（選手権・中学総体・新人大会）への参加について、個人競技への参加は認めているが、団体競技への参加はまだ認めていない。

そこで、団体競技についても、**地域スポーツクラブ活動の大会参加を認める**ように、大会主催者に働きかけ、大会に出場できるようにしていくことが必要である。

- 文化芸術面においても、**地域クラブ活動がコンクール等に参加できる**ように、コンクール等主催者に働きかけることが必要である。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や指導者の負担等を考慮し、参加する大会やコンクール等を精査する。

検討事項⑥ 保護者負担の軽減

- 部活動が地域クラブ活動に移行することにより、**参加料や施設使用料、指導者の指導料など、新たな費用を保護者が負担することになる**。そのために、生徒が地域クラブ活動に参加できなくなることも想定される。
- 参加料や施設使用料を安価にすることで、**保護者の負担を軽減**することが必要である。
- 活動場所までの移動については、**保護者の送迎、自転車・電車・バスの利用**などが考えられる。
- 経済的に困窮する家庭の生徒については、地域クラブ活動への**参加費用の支援**等を検討する。

検討事項⑦ 保険・賠償制度について

- 地域クラブ活動については、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象外であるため、スポーツ保険等に加入する必要がある。
- 自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合も踏まえて、**傷害保険や個人賠償責任保険等への加入の義務化**を検討する。市内全生徒の加入を検討することも一例として考えられる。
- また、指導者についても、指導中に怪我をすることや指導している生徒に怪我をさせてしまうことも想定されることから、**指導者の保険加入の義務化**を検討する。
- 市としては、運営団体に対して、**保険への加入について義務付ける**ことを検討する。

検討事項⑧ 部活動への理解促進

教師や生徒、保護者等の部活動への理解を促進するため、次の事項を様々な場面で伝える。

- 現行の学習指導要領には部活動が「学校教育の一環」として位置付けられていること。
- 部活動の設置・運営が法律上の義務ではなく、学校の判断により実施しないこともあり得ること。
- 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であり、部活動指導員などの下で行われるものであること。
- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われること。

検討事項⑧ 部活動への理解促進

これまで教師の献身的な支えにより部活動は担われてきた。しかし、現行の部活動のままでは、**生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ環境を維持することが難しくなっている。**

希望する生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を継続的に確保するためには、部活動が担ってきた役割の一部を地域クラブ活動に移行し、学校を含めた地域全体でスポーツや文化芸術活動のより一層の振興・発展に取り組むことが必要である。

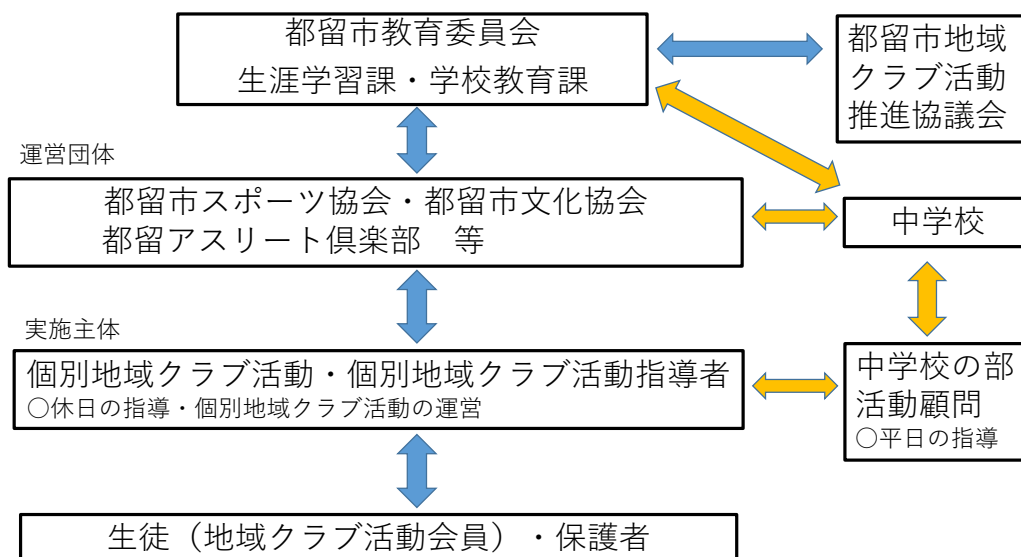
生徒や保護者には、これまでの部活動とは違い、**金銭的負担の増加や活動場所までの移動など新たな負担も増えるが、生徒のスポーツや文化芸術活動に親しむ持続可能な環境を整備するためには、必要なことである**ことを理解していただけるよう取り組む。

検討事項⑨ 例規の改正等について

地域クラブ活動を整備していく際には、**例規等の改正**を検討する必要がある。様々な点を法律面からも見直し、必要な改正を行うことを検討する。

- 地域クラブ活動推進協議会の設置等に関すること。（済）
- 活動場所の使用や使用料の減免等に関すること。
- 運営費用（会場使用料、指導者報酬、保険料等）に関すること。
- 地域クラブ活動に関するガイドラインに関すること。
- 生活困窮世帯等に対する公的支援に関すること。
- 教師の兼職兼業に関すること。
- 近隣市町村と連携して活動を行う場合の手続き等に関すること。

議題② 都留市地域クラブ活動の体制について



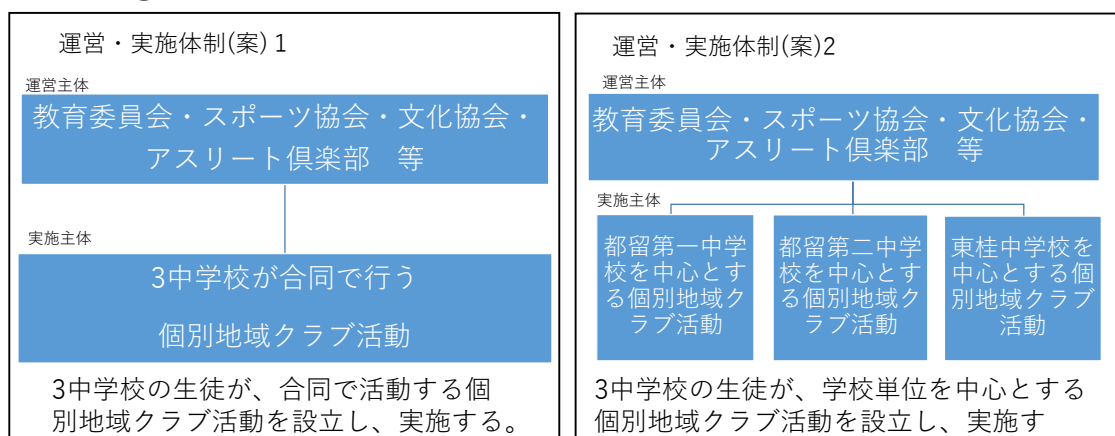
議題② 都留市地域クラブ活動の体制について

- 都留市地域クラブ活動は、都留市教育委員会（生涯学習課・学校教育課）が、都留市スポーツ協会・都留市文化協会・都留アスリート倶楽部・スポーツ少年団等と連携し、体制整備を進める。将来的には、運営の主体を都留市スポーツ協会・都留市文化協会・都留アスリート倶楽部等に移管していくことを目指す。
- 学校・都留市スポーツ協会・都留市文化協会・都留アスリート倶楽部・都留市教育委員会等は相互に連絡を取り合い、よりよい運営体制の整備に取り組む。
- 都留市地域クラブ活動は、競技・活動ごとに、個別地域クラブ活動を置くことができる。個別地域クラブ活動は、各競技・活動の特色に応じた活動を実施する。

議題② 都留市地域クラブ活動の体制について

- 個別地域クラブ活動指導者は、中学校の部活動顧問と十分に連絡を取り合い指導を行う。休日と平日の指導が一体的に行われるよう努力する。
- 都留市教育委員会は、都留市スポーツ協会・都留市文化協会・都留アスリート倶楽部、個別地域クラブ活動等及びその指導者に対して、必要に応じて指導・助言を行う。また、課題等の解決のため、協力をする。
- 個別地域クラブ活動及びその指導者は、生徒や保護者からの相談等（メール等の利用の検討）を、学校・都留市スポーツ協会・都留市文化協会・都留アスリート倶楽部等並びに都留市教育委員会に必要に応じて報告をする。

議題② 都留市地域クラブ活動の体制について



大会やコンクール等への参加要件から学校単位がなくなるまでは、上記の2つの体制が考えられる。また、両体制が併存する場合も想定される。生徒・保護者を含めた関係者で話し合い、より良い運営体制を検討し、実施する。